

- 三〇 同上書 一八〇ページ
- 三一 同上書 一八〇ページ
- 三二 同上書 一八〇ページ
- 三三 「大日本帝国議会議誌」第一卷、九六七ページ
- 三四 「明治以降教育制度発達史」第三卷、一七一、一七八ページ
- 三五 「大日本帝国議会議誌」第一卷、九六七ページ
- 三六 「明治以降教育制度発達史」第三卷、一七一、一七八ページ
- 三七 「大日本帝国議会議誌」第一卷、九六七ページ
- 三八 「明治以降教育制度発達史」第三卷、二三八ページ
- 三九 「大日本帝国議会議誌」第一卷、九六八、九六九ページ
- 四〇 同上書 九六九ページ
- 四一 同上書 九七〇ページ
- 四二 同上書 一四六九ページ、一五三二ページ
- 四三 同上書 一五二二ページ
- 四四 安部磯雄編、前掲書、六六、六七ページ
- 四五 同上書 七〇ページ
- 四六 同上書 一一四ページ
- 四七 『教育時論』明治二四年一月一日、二百七号二二ページ
- 四八 同上書 二二ページ
- 四九 同上書 二八ページ
- 五〇 『教育報知』明治二四年二月一日、二百九三号三ページ
- 五一 同上書 三ページ
- 五二 同上書 三、四ページ
- 五三 同上書 四ページ
- 五四 同上書 六ページ
- 五五 同上書 一ページ
- 五六 同上書 五ページ
- 五七 『女学雑誌』明治二四年二月一日、二九五号、五一八ページ
- 五八 『東京経済雑誌』明治二二年一月二六日、論説
- 五九 『大日本帝国議会議誌』第一卷、九一八ページ
- 六〇 同上書 九一八ページ
- 六一 同上書 九二一ページ
- 六二 同上書 九二一ページ
- 六三 同上書 九六二ページ
- 六四 減額高は正確には六万八千八百七五円（『大日本教育会雑誌』（明治二四、一月、五月）、一六六ページ及び一八九、一九五ページより算出）
- 六五 同上書 一八九、一九五ページより算出
- 六六 同上書 一六六ページ、一八九、一九五ページより算出
- 六七 『明治以降教育制度発達史』第三卷、一九四ページ
- 六八 同上書 二一〇ページ

もくろんだ井上の意図も、しかしながら、成功せず、かえって副次目的とされた帝国大学入学のための予科が、主目的をおさえて発達していくのである。かくて、高等学校の基本的性格に関する論議は、その理念と実際をめぐり、学制改革問題と兼ねあわせて、明治中期以降、教育界の最大の関心事となっていくのであるが、小論で検討した議会での諸議論は、明治中期以降から大正期にまでわたった学制改革論争の原初形態を示しているといえるし、また、わずか三年後の明治二七年に出された「高等学校令」とは断絶した、発想の相を呈していることを如実に示しているといえよう。(以上)

## 〔注〕

- 一 中島太郎「近代日本教育制度史」昭和四四年三五〇ページ
  - 二 同上書三五〇―〇一頁
  - 三 例えば海後宗臣編「井上毅の教育政策」(昭和四三年)、内田糺「明治期学生改革の研究」(昭和四三年)、中島太郎「旧制高等学校制度の成立」(東北大学教育学部研究年報「第五集、昭和三二年」など。このうち、内田糺の論文は議会における論争の記述がみられるが、第四議会(明治二五年)以後を中心としている
  - 四 安部磯雄編「帝国議会教育議事総覧」四二ページ
  - 五 『大日本教育会雑誌』百二号 二二ページ
  - 六 同上書 三三ページ
  - 七 同上書 四三ページ
  - 八 同上書 四四ページ
  - 九 同上書 五五ページ
- 一〇 同上書 七三ページ
  - 一一 この動議は、明治二四年一月一三日の議事において西毅一より提出された
  - 一二 「大日本帝国議会誌」第一卷、大正二五年、六八九ページ
  - 一三 同上書 六八九ページ
  - 一四 同上書 六八九ページ
  - 一五 同上書 七六八ページ
  - 一六 同上書 七六八ページ
  - 一七 同上書 七七〇ページ
  - 一八 同上書 七七二ページ
  - 一九 同上書 七七二ページ
  - 二〇 同上書 七七四ページ
  - 二一 同上書 七七四ページ
  - 二二 本山幸彦編「明治教育世論の研究」上 明治四七年、一三七ページ
  - 二三 「大日本帝国議会誌」第一卷 九一九ページ
  - 二四 同上書 九一九ページ
  - 二五 同上書 九一九ページ
  - 二六 同上書 九二〇ページ
  - 二七 中島太郎、前掲書 三四九ページ
  - 二八 同上書 三四九ページ
  - 二九 「大日本帝国議会誌」第一卷 九二〇ページ
  - 三〇 同上書 九二〇ページ
  - 三一 同上書 九二〇ページ
  - 三二 「明治以降教育制度発達史」第三卷、昭和一三年 一六五ページ
  - 三三 同上書 一八〇ページ

明治二四年度総予算議定案は、かくて最終段階に入り、政府の同意を求めたが、その承認をえられず、さらに右の修正案に再修正を加えられたが、その際、高等中学校は、修正額よりさらに約三万二千円の増額を獲得し、結局最終的な、確定額は約二万五千円となつた。<sup>六五</sup>これは、政府提出の原案額より、約三万六千円の減額である。<sup>六六</sup>

かくて、一時、優勢を占めた高等中学の廃止案は否決されたばかりか、最終的には、予算委員の修正額より、わずかながらも増加して結着しているが、ここで問題は、廃止論そのものは敗れたにしろ彼らの主張が、その後の学制改革の中でどのように生かされているかということであろう。まず、彼らの主張する地方尋常中学校を發展させ、大学に予備門を置き、あるいは、私立学校をして、高等中学校の役割をさせろという論は、その後の学制改革において、一部とり入れられ、一部否定されている。例えば、地方中等教育の発達に関しては明治二四年一月四日の中学校令の改正により、従来その設置が一府県一校に限定されていたのを、土地の状況によって文部大臣の許可を得て、数校設置することができるようになり、また、改正前の規定では、郡及び市町村は尋常中学校を設置できなかったが、これも土地の状況によっては設置が可能となつた。<sup>六七</sup>また、高等中学に設けられた補充科は、尋常中学の発展に伴い、明治二五年をもって廃止された。

一方、高等中学の廃止を、大学予備門復活論に依拠したり、あるいは私立学校にまかせるという考え方は、その後の公的制度の中に具体化されずに終つたし、また、長谷川泰が、高等中学分科の学生

は、帝国大学選科生にすればいいと、ごく簡単にかたつけてしまつた専門教育の機能が、その後、高等中学を改称した高等学校の主たる目的として設定されるに至るのであるから、廃止論者の発想とは、およそかけはなれたものへと変つていくことになる。この点をもう少し検討してみよう。

明治二七年の井上文相による「高等学校令」は第二条に、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」を規定することによって、従来の高等中学とは性格を改変して、専門学の教授が主目的に設定され、従来の高等中学で主目的とされた大学予備門的役割が、従に置かれている。高等中学を専門教育中心にせよという意見は、小論でみた明治二四年前後の議会議にみる限り、まだ発生していない。

もっとも、井上毅がこの考えを得たのは、世論に聞いた結果というより、むしろ、当時の欧米の制度を参照しているふしが強い。というのには、高等学校を低度の大学として、帝国大学と並存させる趣旨について、彼は、次のようにのべているからである。

「大学ノ制度モ亦其歴史ニ從ヒ異同アルハ各国ニ参照スヘシ英國ケムブリッジ大学ノ如キ其目的ハ學術ニ非スシテ教育ニアリ故ニ其程度ハ甚タ低ク其学位ハ學者ヲ保証スルニ非スシテ教育アル紳士ヲ保証スト云米國ノ大学ノ如キハ其名称ト及程度ト共ニ種々不同ニシテ一ヲ執リテ平準セス而シテ國ノ須要ニ応スルノ成績ヲ失ハス（中略）大学必シモ同一ノ名称等級及同一ノ程度ヲ有セサルナリ」。<sup>六八</sup>

これら欧米の学制に倣い、専門教育を主眼とした高等学校作りを

存続と廃止の両案をめぐって紛糾した議会は、修正案提出の形で収拾策を講じようとした。もっとも、この修正案も既にふれたように、原案、査定案ともども否決されてしまうのであるが、ここに、修正論者が、どのような議論を展開したかを次節でみてみよう。

## 第二節 修正論の動き

修正論の口火をきいたのは、天野為之で、彼は、「査定案が段々勢を得て、此の衆議院を通過すると云ふが大勢のある所でありませ<sup>五九</sup>」とのべて、廃止論が議会で優勢を占める勢いにあることを認めるが学校を廃止するということは、「其の処分等の如何に依つて国に損得の大なる」ものであるから、「十分調べた上に彼此の処分を願ひたい<sup>六〇</sup>」として慎重な検討が必要であるという点から、査定案に反対した。これを受けて、賛意を表したのが立入奇一や高田早苗で、立入の主張によると、高等中学校は開設以来日が浅く、未だその効果をみるまでに至っていないところを、今廃止するとすると、幾多の公費を費したのが無駄になるし、「殆ど五千に近き所の生徒が、一時就学の方向に迷う」ということになるだろうと述べた。一方、高田早苗は、私立学校、尋常中学校で事足りるという説に対して反論し、私立学校は専門学を教えるには適するが、高等の普通学を教えるには適さない、何故なら、「高等の普通学を教へるには理化を教へなければならぬ、理化学を教へるには器械も要る、道具も要る、書籍も要る、種々なるものが要るに就いて、中々資力のない日本の私立学校の如き貧乏なる学校では、中々出来ないのである<sup>六一</sup>」。同様

のことが尋常中学校についてもいえるのであって、「今日の尋常中学と云ふものが、高等中学の予科なるものを引受けた所で、迎も良き教員を雇入れることは出来ず、良き器械を買入れることも出来ず到底形の如く教ゆると云ふ丈で、国費を以て維持する所の高等中学校の半分の働も出来ない<sup>六二</sup>」と論じた。ここでは、査定案派が、民間の教育意欲を基盤として、私学が発達するであろうこと、及び、地方の教育要求が尋常中学の発展を支えるであろうことを想定しているのに対して、修正論者をとつた立場が、当時の私学や尋常中学の発達を是とすることにはやぶさかではないが、当時の実情では、とても高等中学レベルにまで引上げた教育は出きないから、国費をもつてしなければならぬとしていることである。

以上みてきたように、この問題はもめにもめたあと、結局、原案査定案、修正案の否決という事態をみ、収拾策として、さらに、新しく特別委員を選んで再審議に付したが、その特別委員も、その主張が二派に分れてしまい、議院での報告も二種の案の提出ということになった。その一は、第一高等中学校を除く外は悉く、その費目を削除してしまつたもので、岩崎万次郎が、その報告の任に当つて<sup>六三</sup>いる。他の一つは、天野為之他二名の者が、費目をすべて残して、その高等中学予算額を約七万円減らしたものを提出した<sup>六四</sup>。議論白熱の末、天野為之の議案が、議題となるに至つた。ここで、前述の長谷川泰の全廃論が出されるが、採決の結果、長谷川案は、賛成者少数にて否決され、結局、天野の修正案が多数を以て、可決されるに至つた。

固より同等の効果を収むるに難かるべし、然らば現に国費を以て負担するの三十五万円すら民度に適せざるの支出として削除しながら直ちに其補充を個人若くは団体の負担に仰がんとするとは何事ぞ其事理の転倒も亦此に至りて極れりと云はざるを得ず<sup>五三</sup>」(5)廃止論は、「教育社会の世論と相反する」ものであること、などをあげている。

『教育報知』はさらに、「高等中学及高等師範両校生徒諸子に与ふるの書」と題し、廃止論に敢然として反駁することを勧めて、次のように述べている。「諸子は果して其唱ふる所の理外の理なるに首肯せば何んぞ黙して其囑望の淵源を絶たれ其天爵の要素を奮はるるに忍びんや、堂々たる論陣と正々の筆鋒を藉り鋭進直前何んぞ速に共に其衝を争はざる<sup>五四</sup>」。続いて「文部省当局諸公に呈するの書」の中で、文部省当局の議会における態度を批判し、「衆議院議員自由倶楽部に属する諸氏<sup>五五</sup>」による廃止論に対抗して、これを「喰ひ止め<sup>五六</sup>」ることができなければ、「諸公が議会に信用なきを世に発表するものにして、将来国家に信用を失ふの基礎も亦此時に胚胎せすんばあらざるべし<sup>五六</sup>」と激しくつめよっている。

以上みてきたように、教育界の世論は、おおむね、高等中学校の廃止に絶対反対の態度を表明しており、文部省が、議会で弱腰にならないようにと強く迫っているわけであるが、他方、教育界にも、その例外的な発言もみられるのであって、例えば、『女学雑誌』などは、第二議会で高等中学と共に廃止案が出された女子高等師範学校について、廃止に賛成するとして、次のように述べている。

「政府の本務は民間私人が成す事を得ざる公務を弁理するにあり。

而して平生放任の政向を執り、成べく民人が敢て之を自治すること促がすべきものに有之候処、明治政府の方針此点に向ふやう相見候は可祝儀に候。然るに不平にして政府の方針此点に向はずば、政府の保護政策は偶たま以て民間事業の発達を害し、即ち国運全体の進歩を防障すべし。可歎儀に候<sup>五七</sup>」。

また、教育界以外の世論、例えば、思想、言論界、経済界などは必ずしも『教育時論』や『教育報知』とその意見を同一にしておらず、むしろ、その主張は一貫して官学優位の文部省の政策に対し、批判的態度を持している。例えば、雑誌『日本人』などは、終始その立場から発言しているし、又、『東京経済雑誌』も、官吏養成機関の傾向強い、中等高等教育を批判し、「全国の青年恰も申し合せたるが如く、東京其他に於て官員の下稽古と云ふ有様にて官吏風の学問を為せり<sup>五八</sup>」と述べていることから明らかな通りである。

しかし、このような一般社会の世論が、直線的に議会における高等中学廃止論と結びついたものとは考えられない。何故なら、議会における廃止論の代表的論者である長谷川泰の議論で明らかのように、高等中学の数が多すぎることの無益を指摘はするが、その大学予備門的性格を否定する論理はみられないのに対し、思想、言論界、経済界の主張は、官立中、高等教育そのものの体質が、進学準備や官吏養成的事であることの非を問うているからである。

ここに、議会での廃止論、あるいは存続論と一般世論とのつながりが、明確にされない一面を残しており、今後の検討を要する課題であるが、ともあれ、再び、第一議会に目を向けてみよう。

せんとは、扱々特み甲斐なき代議士なるかな<sup>四七</sup>。また、当時、高等中学の存続を主張した意見を世に発表した外山正一を、「氏の如きは、実に教育に忠なる人と云ふべし<sup>四八</sup>」と支持している。さらに、もっともみるべき記事としては、廃止論者のいう、私立学校で事足りるという主張について、それが、外国宣教師によるキリスト教主義の中等学校の抬頭を招くが故に、「亡国の策」につながるものだとして反対した論者の意見を紹介していることである。

「若し仙台には東華学校あり、故に第二高等中学校は不必要なり、京都には同志社あり、故に第三高等中学校は不必要なりとし、若しジェシュイト教会に於て、金沢に盛大なる学校を設立したらんには第四高等中学校は不必要なりとし、若しギリキ教会に於て、熊本に盛大なる学校を設立したらんには、第五高等中学校は不必要なりとして、(略)国立学校を廃さんとするが如きは、果して日本の国是なるか、政費節減は講ずべきなり、亡国の策は唱ふべからざるなり<sup>四九</sup>」。

議会における高等中学維持拡張論の根拠が社会の中等以上に属する者に有為の人材養成を行うことが、即、国家の発展に寄与するという論をなし、そのためには、不備な私学教育よりも、国家が、高等普通教育及び専門教育をやる責務を負うのだと論じたことは、既述の通りであり、議会誌でみる限りは、キリスト教主義中学校への反感が、表面には出ていない。それにもかかわらず、この『教育時論』の記事は、当時の高等中学存続論を支え、廃止論を世論に定着させ得なかった一要素として、キリスト教主義私立中学校に対する

一般世論の反感が存在していたことを、我々に気づかせてくれるのである。

明治二四年一二月、第二議会において、再び、高等中学校と高等師範学校の廃止論が出た時、今度は、東京教育社発刊の雑誌『教育報知』が廃止に絶対反対の意見を表明し、同年一二月一日、社長日下部三之介の署名入りで、その意見を、「衆議院議員諸君に呈するの書」と題して号外を出し、貴衆両院議員其他へ配布した。その主張は、(1)廃止論者のいう大学予備門にせよということは、即、「高等なる普通教育を授くるの門を断絶せしもの<sup>五〇</sup>」といえること(2)高等中学に代るべき私学の少数であること(「良し不完全ながらも之れに代用すへき私学なきに非すとするも未た一も地方に求めて得へからず、只才かに都下の一二校に於て之を見るのみ(略)高等中学校の廃止と共に之れに代るべき完全の私学の起るは当然なりとの予想を画き軽く国家の政務に交改を与へんとするか如き、其大早計も亦蓋し甚しと言はざるを得ず<sup>五一</sup>」(3)現在高等中学に在籍する学生の処置に困ること(「殊に其之に代用すへき私立高等中学校未成らざるに早くも高等中学校の廃止を議決し、四千三百有余の子弟をして五里の霧中に進退是れ究せしむるに至るもの果して政治に責任を有する代議士其人の挙措なりと云ふことを得べきや<sup>五二</sup>」(4)「民度に適せざるの支出」として高等中学校の廃止を主張しながら、その負擔を個人や団体に仰ごうとすることは、矛盾もはなはだしいこと、(「現時の高等中学に要する経費は大凡三十五万円とす之れに代用する私学と雖も亦三十五万円内外の設備を為し得るものにあらざれば

題をとりあげ、次のように質問した。

「政府は全国に七高等中学校を設立し其本部に於て教授する処は  
 尽く帝国大学に入る可き予備学にして且つ府県立中学校と貫通し其  
 生徒を高等中学に吸収せしむるの策を孜孜之れ勉む帝国大学に入る  
 可き生徒は第一高等中学のみを以て其需要供給の九分を充たすや疑  
 なし政府は更に二三の新大学を設立せんとするか(略)七高等中学  
 本部の本科予科生徒定員は合計四千五百四拾名にして即ち天下の少  
 年を駆逐し天下唯一の官吏製造所なる帝国大学に入らしめ将来に於  
 て国家に衣食する官吏の製造のみ之れ務め彼の国家の生存に欠く可  
 らざる実業的教育の如きは一切之を度外視せり政府は何を以て無用  
 なる高等中学校の数を減せさるか政府は何を以て実業的教育の発達  
 を計らさるか(略)政府は何を以て国家を貧困に陥らしむる教育の  
 み之れ行うか」。(傍点筆者)

右に明らかかなように、長谷川は「国家の生存に欠くべからざる」  
 ものに実業教育を据え、「国家を貧困に陥らしむる」ものに、高等  
 中学を対置している。このようなヴィジョンは、第一、第二議会で  
 も明らかにしておらず、従って、階層的視点からの発想も強くはみ  
 られなかったが、右の質問書に関する議会で説明の際には、次の  
 ような発言をしている。

「政府は何を以て社会中学以上の教育のみに国家の力を費し、実  
 業的教育は何故に等閑に付して居るのでありませうか、政府は何を  
 以て斯の如き社会の上層のみの教育を進めて居るものでありませう  
 か」。(四四)

長谷川は、このような立場から、明治二十七年、実業教育費国庫

補助法案が出された時、特別委員会のメンバーとなって、その審査  
 にあたり、結論として、法案に同意する旨を議会に報告している。(四六)

第一議会における高等中学の存廃論を検討する中で、長谷川の議  
 論を追ううちに、いたずらに先を急いだ、ここで本題に戻って、  
 第一、第二議会、つまり明治二四年前後におけるこの議論が、当時  
 の一般世論、特に教育界で、どのようにうけとめられたかについて  
 次に検討したい。

### 第三章 一般世論の動向と議会での收拾策

#### 第一節 教育界にみる世論

明治二四年当時、教育界における代表的雑誌であった『教育時論』  
 は、第一議会におけるもう一つの重要な議論となっていた佐竹義和  
 による教育制度改良案(高等師範学校と大学とを合併し、尋常師範  
 学校と尋常中学校とを合併しようとする案)に絶対反対を叫んで、  
 特にそのための号外を発して、そのエネルギーを集中していた時期  
 であった。それ故、高等中学の存廃論については、師範学校問題程  
 の関心を示していないが、それでも、高等中学、女高師、東京音楽  
 学校の廃止は、教育を阻害すると言明して、反対する立場を明らか  
 にしている。

「(廃止を主張する)此等議員の意中は、明知すべからざれども、  
 官立といふ字が気に入らぬにや。然らざれば、中等教育の必要なる、  
 女子教育の源泉たる女子師範学科の必要より、音楽が我国民の気風  
 を優美ならしむるに必要なをも知りながら、斯くまで教育を阻害

教授し得る<sup>三九</sup>」のであるというわけである。

地方の尋常中学校、あるいは私立学校に期待するという態度は、既に論述した宇都宮平一と一致した見解である。ただ、宇都宮が、分科における専門教育の不必要について論究しなかったのに対し、長谷川は、その点に重点を置いた論を展開したといえよう。

では「本科」の不要論はどのように行われたかという点にうつると、長谷川は、まず、本科二年のうち、最初の一年は、「予科生の些々と髭の生へたもの」で、二年目には、「大学の学科を一年丈高等中学の方に下げた」ものを教えており、しかも、第二から第五に至る高等中学校は、東京の第一高等中学本科に比較して、そのレベルが低く、「大学に這入って学士にならなければならぬ所の教授を受くべき所の実力が無い」、だから、このような「不都合の欠点多き店を沢山開いて置く必要はない」とし、「若し必要があるならば、東京に大学の予備門を置いて、皆是等の本科生を合併して仕舞うが宜しい」と主張した<sup>四〇</sup>。

以上が長谷川の主張の全容であるが、その要旨は、高等中学校の性質そのものが混乱していること、分科は、医学部の場合、地方医学校、あるいは、帝国大学医学部に別科生の形で移し得ること、他の科もその措置に準じうることを、予科、補充科は、私立学校、尋常中学校にまかせうることを、本科は、旧に復して、第一高等中学校を予備門とし、全国の大学入学志願者をあつめるということである。このうち、分科の措置に関して、長谷川の医者として、あるいは、私学経営者としての知識と経験は、その主張に説得力を与えている

し、又、地方尋常中学の発達を強調した個所も印象深く、とくに高等中学の設置によって、地方の尋常中学校を廃減させた熊本、石川仙台の例をあげ、これを「地方の教育の大妨害<sup>四一</sup>」と断しているところも、悲憤慷慨、その極に達した観がある。

しかし、結局、この廃止論は、最終的には、天野為之、他二名の提出した修正案に敗れるが、なお、長谷川は、二大学二予備門の持論をまげず、第二議會（明治二四年一月二六日開会、同年一二月二五日閉会）においても、「西京に帝国大学を新設する建議案」を鈴木万次郎と共に提出し、同時に、文部省関係の予算案審議に際しては、査定案作成者として、再び、第二、四、五の各高等中学校を廃止する案を提出している<sup>四二</sup>。その際の主張で、第一議會の際、それ程、前面に出なかつた点のみ指摘すると、それは、帝国大学の入学定員数から考えて、進学予備門的性格を持つ高等中学を、これ以上増やすことの無意味さを強調していることである。

「（大学の定員許容数は）第一高等中学校から新入致しますところの生徒で、凡そ九分九厘又は満たします、既に高等中学の性質が大学予備門である以上は、何を苦んで斯の如く方々に高等中学を立てる必要がありますか<sup>四三</sup>」というのである。このように、高等中学に費やす金を無駄だと断じた長谷川が、その金を、もっと別の面、即ち、実業教育に使えという新しい主張をみせるのは、第一議會から約二年経た明治二五年一二月二三日の第四議會に於てであった。彼は議會に、福井直吉他三一名の議員の賛成をもって、教育問題に関する五項目の質問書を提出したが、その最終項目に、高等中学校間



して、五つの高等中学校の医学部設置場所を定めたが、これらは、いずれも、仮りにその所在地の旧県立医学校の校舎、病院、器械などをゆずりうけ、新たに廃止された近県の医学校の生徒の入学を許可するという形で出発した。<sup>三六</sup>このように半ば強引に県立医学校を廃止して官立の高等中学医学部を新設した措置を、長谷川は、強硬に批判、抗議し、次のように発言している。

「一体此の各高等中学に医学其の他法学等を新に設けられまするのは、文部省に於て国庫の力を以てやらぬでもやる所は沢山あるのである」、国税を使ってまで、医学部をつくっても、そのレベルは、「従来府県立学校でやるのと少しも違はぬのである」、そもそも、国費を使うべきものは「一地方或は一個人の力で堪へぬものこそ全国の方でやるべき」なのであって、「一地方の経済で従前充分やり得たるにも拘はらず、何を以て国庫の経済に引受けて同じ教育する必要がありますか」というわけである。<sup>三七</sup>ここで県立医学校廃止に関する文部省の措置をみると、明治二〇年一〇月、先の文部省告示第六、七、八号の公布直後に、勅令第四八号「府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ズ」が出てくる。これによって、府県立医学校の廃止が続出し、わずかに、京都府、大阪府、及び愛知県のみが、地方税以外の収入（病院収入）によって維持されていた関係で廃止をまぬがれたが、他方、廃止された医学校の生徒の多くは、新設された官立高等中学校医学部に転校した。<sup>三八</sup>

長谷川は、この措置に対し攻撃したのであって、即時、勅令第四

八号を廃止し、地方税で維持できる医学校の姿にもどすべきであるとした。長谷川はもしこれが不可能だというなら、次善策として、京都、大阪、愛知の各医学校に、高等中学医学部学生を移して医学部を閉鎖せよと迫り、もしこの措置も駄目だというなら、医学部学生を、帝国大学医学部に移せばよいのだと論じた。彼は帝国大学医学部に別科医学生として移すことに関して、そのメリットをいくつか挙げている。例えば、教員の質もよいし、病院患者の数も多い、その上、明治二四年度の高等中学医学部の要求額は、一万三六六〇円であるが、医科大学には一万三六六〇円も計上したら十分に別科生の面倒もみられるとし、経済的にも有利であるとしている。また、このことは、医学部だけにあてはまることではなく、法学部、理学部、文学部にも妥当することであり、それぞれ、別科生として帝国大学で教えればよいとした。

以上のように、長谷川は高等中学における専門教育には全く意味をみいだせないとし、その対策を提案したわけであるが、だからといって、本科や予科、補充科などを是認したわけではなく、その不要論も明示しているのであって、例えば、補充科については、「高等小学を卒業したかしないかのやうなものを集めてリードル（ナショナルリーダーのこと）のやうなものを教へて居る」と、その低レベルを批判し、予科についても、「大体尋常中学校の教科三年を此処で教えて居る」と述べる。このような低度の教育は、わざわざ、国税を使わなくとも、「一私人がやり得る」ことであるし、又は、「地方の県立中学校に任せてやりましたならば、此の位の学科は充分に

充生ヲ入学セシムルコトアルベシ、但其学科及程度へ尋常中学校第二級若クハ第二級及第一級ノ学科及程度ニ拠ルベシ<sup>三三</sup>。

右の制度が出たことにより、高等中学校には予科三年、補充科一年ないし二年を置きうることになったわけで、形の上では完全に尋常中学校を附設したものとなった。事実、宮城県では、そのため、一時、県立中学校を廃止するところまで行っている<sup>三四</sup>。従って、宇都宮の主張は、たしかに、当時の社会的矛盾をついていたわけであるが、他方、このような廃止論の正当性を認めながらも、なお、それを実行するのは急激にすぎるとして、修正案を持ちだした議員もみられるのであって、例えば、後の大隈内閣に文相となった高田早苗や天野為之があげられるが、その内容にふれる前に、議会の審議順序からは少し飛ぶが、予算案審議の最終段階で、強行に廃止論をぶって、政府を攻撃した自由党の長谷川泰の主張を検討してみたい。

## 第二節 長谷川泰の主張

長谷川が壇上に立って熱弁をふるったのは、前述の宇都宮などが提出した査定案が、政府原案や修正案（減額して高等中学校は維持するという案）ともども、すべて議会で否決され消滅したあと、特別委員が選挙され、議案が再提出されたとき、その議案への反対論をのべた時である。宇都宮の廃止論の根拠とされた三点、つまり、高等中学に注ぐ金を教育の他の面に使った方が、相対的に有利であるということ、政府文部省の意図した、地方への高等中学設置によ

る学生の東京集中の防止ということが効を奏していないということ及び、二重学校系統の指摘、これらの三点と比較して、長谷川の主張は、より徹底していることを特徴としている。

彼はまず、全廃論を提起し、その理由として、「帝国の高等教育即大学を二つ東西両京に各大学を一つ而して東西両京に大学予備門一つ宛を設けることが、此の日本の学問の進歩を増し、即學術の真理を発見して、我が帝国の光を外国に輝すには、此の二つより外はない<sup>三五</sup>」と論ずる。長谷川はこのように、二大学二予備門を置くことつまり旧制度に復することをよしとし、高等中学不要の根拠を次のように説明した。彼によると、明治一九年の「中学校令」そのものが、中学校の性質を混乱させてしまったとする。周知のように、「中学校令」第一条は、「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」と規程し中学教育をうけて社会に出るものの養成と共に、帝国大学に入る生徒への準備教育をも兼ねそなえ、他方、第三条には「高等中学校ハ法科医科工科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」とあるように、専門学をも授ける目的も持ち、その教育上の性格は多義的なものであった。この点を長谷川が「甚だ混雜したる学校」と表現したわけであるが、彼は、まず、高等中学分科における専門教育の不要から論をすすめるが、その内容に入る前に、文部省が「中学校令」第三条にもとづいてどのように実行をはかったかをみよう。

文部省が分科の中で、いち早く設置の準備を進めたのは医学部であって、明治二〇年、文部省告示第六、七、八号をたてつづけに発

的側面のみでなく、教育の内容面から分析して、「日本の学校仕組と西洋的学校の仕組」という表現を用い、「大学などに於て教授する所の高尚なる学問に至っては、国語に訳することは出来ない、(略)故に依然として外国の教師を雇ひ、外国語に依つて生徒に教へなければならぬから、矢張初の通り外国的の学校であつて、西洋人に就くが為に英語を深くやらなければならぬ、(略)それで其の大学の方の土台に依つて、今度は更に此の大学のあるが為に大学に近い所の高等中学校が出来て、其の高等中学校があるが為に、高等中学校に附属する所の補充科と云ふものが二年設けられてある、今少し之を置きますと、二重の系統になつて来よる<sup>二九</sup>」と論じている。そして、このような状況から発生する教育上の「弊害」を除去するためにも高等中学校を廃止することが「最必要」だと主張する。

では、大学入学志願者は、高等中学校に代る如何なる教育機関で学べばよいのか。宇都宮によると、「是は決して憂ふるに足らないなぜかと云へば今の高等中学位のこととは此東京や大阪に於ては充分私立に於て教育することが出来ます、地方に於ては地方中学と云ふものをなるべく盛んにし各府県の尋常中学の度をもう少し上げて進めて行きますれば、即今の高等中学の予科位迄は進めることが出来る<sup>三〇</sup>」。この主張は、既に論述したように、当時の典型的な高等中学廃止論の論拠となつたもので、当時の制度では、いたずらに「尋常中学校を枯す」傾向を助長しているといふのであつた。「つまり、現状のままでは、「尋常中学校に這入りました生徒は、大学なり其他高等専門学校に這入らんと欲すれば、東京に参りまして或は其他

の所の私塾にでも入りまして更に数学や英語を沢山初からずつと又やり直さぬければ這入ることが出来ませぬ」、(だから)「尋常中学校が振はぬのであります、高等中学校を廃すると、自然に各地の中学校が盛になつて来る<sup>三一</sup>」。宇都宮は、このように、高等中学校を廃することによつて、「他に有益なる私立学校が起るであろう」し、さらに、尋常中学校が発達するであろうから、その結果として、現行の制度下における二重学校系統による混乱もおさまり、秩序づけられるであろうことを力説した。私立学校期待説は、当時、政府のみならず、教育ジャーナリズムからも、安易な樂觀論として激しく反論をうけるところとなるが詳細は後章にゆずる。

ここで二重学校系統なるものの本体をより明確にするために、明治一九年の「中学校令」発布以降の文部省による高等中学校関係の規定を概観してみよう。そもそも、この「二重の系統」なるものが明確化したのは、明治一九年七月一日の文部省令第一六号において「中学校令」第七条に基く高等中学校の学科及其程度が定められたときにおいてである。すなわち、その第七条に「高等中学校ニ於テハ予科ヲ置クコトヲ得此場合ニ於テハ尋常中学校第三年級以上ノ学科及其程度ニ拠ルモノトス<sup>三二</sup>」とある。この規定によつて、尋常中学校とは別種の学校系統が生れたわけであるが、その傾向を一段と強めたのが、予科のレベルでも高すぎるといふところから、予科補充生の制度が設けられたことである。その内容は、文部省が、明治二〇年一月二八日に発した告示第一五号に示されている。

「高等中学校予科生徒ノ員数不足ノ場合ニ於テハ当分ノ内予科補

み入費も左まで違ふ所はない、それ故に矢張今日は地方の子弟を其の地方に留めると云ふ効能はなくして高等中学の所在地は兎も角も其の外の人は依然として東京に集まらしむる傾きがある故に文部省の始め精神とせられた所の少しも達せ<sup>二四</sup>ない」からであるとした。宇都宮は以上のような論拠をもって、廃するなら早い方がよいとし、その理由を、各地の高等中学には、まだ予科の学生が主たるもので本科生が少ないから「生徒の処分」をする上からも早い方がよいのだと述<sup>二五</sup>べた。

宇都宮の廃止論の中で最もみるべきものは次にのべる第三の理由で、彼はそれを「二重の系統を為して来る」という表現をつかい、次のように論じている。

「大学校は外国の出張大学校を見たやうな学校で、中小学校はどりであるかと云へば、国語を以て主に教へる所謂日本の学校である、文部省では之を牽連して続が出来るやうにして遣つたに違ひない。其処で始めは中小の教育は国語を以て教て、日本の固有の仕事方に依つて教へる考であつた、其処で之を一統の系統にしてやらうと云ふことならば、即大学校をしてもう少し日本的ならしむるからならざれば初の方針を交して、中小を大学的の方に傾けて、もう少し数学或は英学の如きものを盛んにやらなければ、どうしても、続合が取れない<sup>二六</sup>」。

宇都宮平一議員の指摘する学校制度上の問題点、つまり、初等教育から上にのびていく方向と、高等教育から下においていく方向が、それぞれの教育目的、方法、内容においていくちがいを見せている

ということ、さらに、その「統合」をどのように解決していくかということは、当時、明治二〇年代に入ってから、教育界においても議論のみられはじめたことである。例えば、伊沢修二が、明治二四年、この問題に関して、「我国の教育制度中、学校系統の発達を見ると、恰も下等動物に於て、脊髓の未だ無い頃に、神経系統の中に、頭中心と尾中心と、二個の中心が出来て、各々段々発達して、今日に至つたと云ふ有様になつて居ります。夫故に此頭の方の中心から発達して来た所のもつと、尾の方の中心から発達して来たものが、どこかで接続せねばならぬ事になつて参りませう。此二中心が今日能く連続したか、せぬかという事が大問題であります。先づ私が見ます所では、今日の小学から大学に至ります迄、諸学校の系統は、遺憾ながら未だ十分に連絡して居らぬと申さなければならぬと思ふ<sup>二七</sup>」と論じたことはよく知られているところである。高等中学校問題は、従つて、この接続関係に関する議論が中心を占めざるを得なかつたのである。つまり、中島太郎の表現を借れば、「当時わが国においては一方に帝国大学があり、その下に高等中学校がありさらにその予科及び予科補充科があり、他方小学校があり、その上に尋常中学校があつて、この両者は別個な学校系統に属して<sup>二八</sup>いた」ということになる。そのため、後述するように、長谷川泰は、議会において、この点を鋭くつき、官費をもつて、他の学校でも出きる教育を行うことは、二重の無駄であると論じているのである。

中島太郎のいう二重学校系統ということ<sup>二九</sup>を当時、宇都宮は、制度

立学校で高等普通教育を授けているものも若干あったにもかかわらず、高等中学校のレベルには及ばないとした。即ち神野良の質問、「私立学校中には高尚のものが出来まことは、豫ねて見聞致して居りますが、現在の私立学校で高等中学の性質を有って居るものとお見定めになったものがありますか」<sup>二〇</sup>に対して、辻は、「純粹の高等中学はないと申すより外に致方がなからうと思ひます。即専門の一部分の学科に至っては、可なり高尚の学科を教へる所があります。高等中学も詰り普通教育でありますから、余程学科などが普通教育の全部を揃へませぬでは成りませぬ、故に高等中学の全学科を揃へて居る所は無からうと思ひます」<sup>二二</sup>。

右の発言に象徴されているように政府文部省が私立学校への評価を高くせず、常に官学優先の政策をとったことは周知の事実だが、高等中学に関連することで例をあげれば、明治二四年、文部省が、高等中学への入学資格に関して、公立尋常中学校出身の者を優先的に無試験で入れたことが世論の反発を買い、雑誌『日本人』などが激しく攻撃したことによつても知られている。<sup>二三</sup>ともあれ、文部省の高等中学存続論の根拠の一つが、私立学校不備論においていたとするなら、高等中学廃止論者は、概ね、私立学校と地方尋常中学校発展に期待する者が多かったといえよう。廃止論者の主張は、しかしそれだけを根拠としていたわけではない。次章で詳細にみることにしよう。

## 第二章 高等中学校廃止論

### 第一節 査定案にみる廃止論

文部省の原案に対し、査定案の提出をみた衆議院第一議會は、予算案の審議において、高等中学校の存廃をめくり、教育制度の矛盾にまで論争が発展するが、査定案、つまり、高等中学廃止案を強力に支持したのが、宇都宮平一と長谷川泰であった。審議の経過に従つて、査定案提出者の一人である宇都宮の主張からみてみよう。彼は廃止の第一理由として、高等中学そのものは害にならないものであるが、「此の金を出して他に向けるときは益々教育を盛にして高等中学を維持して置くよりは、一層教育上に将来大に利益があらう」<sup>二三</sup>からと述べる。第二の理由は、文部省の高等中学校設置は、当初の意図を果していないから廃止せよという論である。宇都宮の主張によれば、そもそも、文部省は、大学中学小学が自ら相まって連絡のとれる制度にする目的を持っていたにもかかわらず、文部省の意図通りに尋常中学の効が挙げていないし、さらに、東京中心から、全国各地に高等普通教育機関を拡散させようとした意図もうまくいっていない。何故なら、「其の高等中学校の所在地の子弟に向ふては、成程利益になるであらう、けれども同じ高等中学校の学区内にある、他の子弟に於きましては、此の高等中学校に依つて利する所は甚だ少ない。少し遠隔の地方に於ては地方の——我が学区内の高等中学内に遠隔の地方に於ては其の中学区内の高等中学に入つて学問をするよりは、或は東京に出て学問する方が大變早い、学問も進

を四月一日より廢したならば、教育の秩序が崩れる、教育の秩序が崩れば即秩序なき国家を拵へるのである」と論じた。投票の結果査定案を廢案とする動議は否決され、審議の舞台はいよいよ「予算案全院委員会へと移された。

高等中学校問題に議事の中心が向ったのは、明治二四年一月二十九日からであるが、当時、政府委員として登場する文部次官辻新次は、『大日本教育会雑誌』を機関誌とする大日本教育会の会長であるから、議会における演説の骨子は、当然、既に紹介した論文と大差なかったが、ここにその若干のやりとりをみると次のようになる。まず、木暮武太夫が、五校も高等中学校を設置せねばならぬことや、専門学科を置く理由を質したのに対し、辻は前者については、明治一九年の学制改革以来、高等中学は従来の大学予備門的役割に加えて、「実業に就く者を養ふ」という目的があり、それは、「尋常<sup>一五</sup>中学位なことでは十分な人になる訳に行きませぬ」からであるとした。専門学科をおく理由としては、帝国大学卒業の専門家に比較してレベルが低い<sup>一六</sup>が、「丁度其の位な大学の次ぎ位なものが、矢張入用」なのだと弁じた。

高等中学設置の地方が他の地方に比較して利益を得ることが多いのではないかと質問したのは杉浦重剛であるが、辻の答は、「(その傾向は)どう云ふ場所に於きましても勢免れぬこと」であるとして現状を肯定した。さらに、私立防長教育会の寄附により運営されている山口高等中学校と、公爵鳥津忠義の寄附により運営されている鹿児島高等中学造士館が、文部省の管轄下にあることについて工藤

行幹が質したのに対し、辻は、高等中学に入る年頃の少年は、「血気の盛んな年」であるから、その教育も「余程大事で一步誤ってはならぬ」からという理由をあげ、さらに、「教官のやうなものもそれ相応の才幹がなければなりません」という理由をつけ加えること<sup>一七</sup>によって、「文部省が直接に関係してやるのが好結果を得」るのだと断じた。

さらに、専門科の教育について、普及法は質し、「法学のことであれば、司法省に於て監督している民間の法学校もあり、既に之には補助金も与へてあると云ふことが一方にあり、又は工学であれば、既に工業学校もある、既に医学のことなれば、内務省に於て年々試験をして、民間に於て修業をした医学生を試験して、之に及第する者も年々数百名ある所此の上にも文部省に於て高等中学を建ててそれらの学生を仕立ねばならぬと云ふ必要は、今の民間の学校で育てる学生が、尚此の数が足りないのであるか、又は学科が恐ろしく低うて、どうも氣に喰ないと云ふのであるか、どう云ふ必要があつて、果して、此の高等中学校と云ふものが、法学、工学其他の専門学を教へねばならぬと云ふ訳になつて居りますか」と問うたのに対し、辻は、前述した要旨通り、大学の医学部卒業の学生は年数が<sup>一八</sup>かかって需要を下まわっていること、そのため、「大学にあらず、又低いものにあらず、中等の医師を拵らへなければ、衛生上差支が起らう」ということにその根拠を置き、また、法学部についても同様の理由をあげた上に、私立学校だけでは十分でないことをもつけ加えている。<sup>一九</sup>そもそも政府の私立学校への期待度は低く、既存の私

しかし、この制度は、一時的なもので、高等小学校が完備すれば、当然、廃止するつもりだと弁解した。<sup>八</sup>また高等普通教育を国庫が負担するということは、諸外国にも例をみないとする反対論に対しては、「英米ノ如キハ民間資力ニ富メル者多キヲ以テ、国庫ノ補助ヲ要スルコト甚ダ少シト雖、本邦ノ如キニ至テハ、地方ノ富度貧弱ナルヲ以テ、英米ノ例ニ拠リ難キコト固ヨリ論ヲ俟タズ」と一蹴した。<sup>九</sup>

高等中学校に医学部、法学部などの専門科を置くことについても反対が多かったが、これについては、府県立医学校が財政的な理由で明治二〇年に殆ど廃され、残るところは全国で三校になっているから、今日、地方の需要に応ずべき医師の供給は、この高等中学校医学部に仰がざるを得ないと論駁した。また、同じことが法学部についてもいえるとし、私立法律学校があるにしろ、それらは東京に集中し、しかも、その内容たるや不完全であるから、ここに第三高等中学校に法学部を附設し、近辺の商工業盛なる地方の需要に供するのだと論じた。

最後に、高等中学校が簡単に廃止しえない事情を、その創設時の財政問題から論じている。つまり、仙台・京都・金沢・熊本の各地方は創設費として、各々一〇万円を寄附しているし、また、千葉、岡山、長崎の三地方は医学部設置の時に、各々五万円を寄附しているから、地元民の寄附金をもって補われつつ設置されたものだといえ、従ってこれは、「永ク此地方ニ高等中学校ヲ存置センコトヲ、其地方人民ト黙約シタ」<sup>一〇</sup>ものといえる。だからそう簡単に廃止したり移転したり出きないのだというのである。

以上が『大日本教育会雑誌』の巻頭論文の趣旨であるが、要するにその論点は、①国家発展に寄与する中等レベル以上の人材養成の必要、②大学入学の準備教育、③医学部、法学部などの専門教育の必要などの三点であり、また、それは地方尋常中学校に包括しえない性格をもつこと、経済的にも地方にはその能力がないこと、そして全国各地方に平等に配置する必要があるのだとし、さらに、創設時の地方寄附金の関係からも廃止できないなどの論拠をもって、廃止論者に答えている。

## 第二節 議会における文部省の発言

時あたかも帝国議会では、予算委員の査定案を廃案する動議が出されたが、その理由を、予算委員というものは、「予算を制定する権利を以て、勝手次第に法律を変更することは出来ない」<sup>一一</sup>からであると<sup>一二</sup>した。これに賛成して議員井上角五郎は、査定案にある五高等中学校廃止についてふれ、「若し、高等中学、音楽学校を廃するならば、教育令を改正するが宜しい（中略）、我々が予算委員六十三名のお方に廿三日間調査を依託したのは、予算の調査であって官制改革、若くは警視庁の廃止、高等中学、音楽学校廃止或は俸給改革の如きは、依託しなかつた即衆議院規則二十五条に違背したものである」<sup>一三</sup>と追求した。井上はさらに、教育令の改正を飛び越えて学校廃止をした場合、いたずらに混乱がおこるとして、「教育令を改正して始めて高等中学校を廃して宜しいと云ふやうになれば、教育が行はれるけれどもまだ教育令を改正せずして、高等中学校音楽学校

今一度「大日本帝國議會誌」を詳読して明らかなのは、明治一九年制定の中学校令によって規定された高等中学校の存廃をめぐる激論が展開されているということである。この論争は、まず、衆議院予算委員会に於て、文部省原案に対し、五つの高等中学校女子高等師範学校、及び東京音楽学校を削除した査定案が提出されたことに端を発している。

これに対して、当時、文部省の御用雜誌的存在であった『大日本教育會雜誌』（百二号、明治二四、一、一七）は、衆議院における予算案全院委員会での審議期間中に、「教育者トシテ黙止スベキノ時ニアラザルヲ以テ、聊カ世ノ注意ヲ喚起センガ為」<sup>五</sup>に高等中学校高等女子師範学校及東京音楽学校ノ必要ナル理由」と題した論説を巻頭に掲載した。その要旨はまず第一に、わが国が諸外国と「対峙シテ能ク折衝禦侮ノ効ヲ全フ」し、国内的にも、「立憲政体ノ組織ヲ完フ」していくという国家の基盤づくりを急務としていっていると説きおこし、そのような「国家ノ事業」に当る者は、「中等以上ノ人士」であるから、高等普通教育の成否如何が目下の大きな課題だと主張する。このような観点から高等中学校を位置づけ、「中等以上に位セル有為ノ青年子弟」をして、「国家ノ元氣國民ノ精神を維持スルノ任ニ当ラシムル」ことを主張した。このような中学における高度の普通教育という目的と並んで指摘されたことは、従来の大学予備門の機能であつて、帝国大学における専門三二科に供給すべき四八〇名の学生「候補生」を養成する任務を強調した。高等中学校の特質を以上のように、高度の普通教育と大学進学準備教育の二つにあ

ると規定したあと、文部省を代弁する『大日本教育會雜誌』は、高等中学廃止論への反論をすすめる。まず、地方の尋常中学校を活用して高等中学を廃止せよという論に対しては、中学校のレベルが現状では低すぎ、しかも、地方がその経済的負担に耐ええないとする。「地方ノ中学校ノ如キハ、其教科ノ程度低キノミナラズ、適良ノ教員ニ乏ク、且諸般ノ準備完カラズ、然ルニ尚且府県ニ於テ其費用ノ負担ニ困ムノ状アリ」<sup>六</sup>。現状でさえこのような困窮状態であるのに、その上、高等中学校の代役まで受持たされることは、経済的能力を越えるばかりか、高等中学校の本来の教育精神にもとるものであるとし、「必ズ国家ノ体制ニ適シ国家ノ必要ニ応ゼザルベカラズ」と述べて、地方尋常中学とは異質の国家的人材養成の任を強調している。また、高等中学校を東京に設置するだけで十分であるとされた説に対しては、従来の東京における大学予備門一校のみの時代を批判して、「都下ハ華奢淫靡ノ風盛ナル」ゆえ、「方向ヲ誤ル者亦少カラズ」、その上、物価も高く、経済的にも不利だから、五つの高等中学校を地方に配置することが得策だとし、以て、「都鄙偏重ノ患ナカラシメ」ることが必要だと論じている。<sup>七</sup>

廃止論者のいう重要な今一つの点は、高等中学校設置によって学校制度が二重系統になるということである。これに対しては、目下の地方尋常中学校の卒業生のレベルでは、高等中学校の本科に入ることができないから、本科二年の下に、予科三年を置かざるを得ないのだと答え、また、第一高等中学校を除く他の四つの高等中学校には、予科の下に補充科をさえ設けざるを得ない状況であると述べ



# 帝国議会における高等中学校存廃論争

——明治二〇年代前半期を中心に——

碓 井 知 鶴 子

## はじめに

明治二七年六月二五日、当時の文相井上毅が「高等学校令」を公布して高等中学校制度の改革を公的にとりあげるまで、明治二〇年代前半の学制改革問題は学校制度全般にわたるといふよりも主として高等中学校の性格をいかに規定するかということと尋常中学校と高等中学校との接続関係をいかにするかということを中心にして世上大いに論ぜられた。そのよってきたところは、明治前年、急速な国家発展の整備をするために、初等、中等、高等教育の諸機関を同時に発足させざるを得なかったことによるが、その結果「理念的な性格をもつ制度上の学校」と、「便宜的措置として設置された学校」(例えば大学に大学予備門を、高等中学校に予科、予科補充科をおくことなど)とが同時に存在することを余儀なくされた。森有礼の諸学校令の制定は制度上近代国家の教育体制を確立したかにみられたが、その運用にあたってこのような問題点を生みだしたため実際には尋常中学校から高等中学に入るまでに不必要な期間を費や

し、あるいは途中で進学の望みを遂げずに終る青年をも輩出していくという、極めて深刻な社会問題を生みだすに至った。

従来、井上毅の学制改革に関する研究は多いので、小論では、森の諸学校令制定以降から井上毅の高等学校令公布に至るまでの学制改革論争を、帝国議会の第一、第二議會を中心に、高等中学校問題に焦点をしばって検討したい。

## 第一章 文部省による高等中学校維持論

### 第一節 『大日本教育会雑誌』の主張

帝国議會第一議會は、明治二三年一月九日に開会、翌明治二四年三月八日に閉会したが、その間の教育に関する議事については、主として集会及政社法案が衆議院に提出されたこと、又、教育費削減について貴族院の予算案會議上、加藤弘之が官立高等教育による「国のために用立てる人間を拵える」<sup>四</sup>必要から、それを駁論した点などが知られている。しかし、それだけではない。安部磯雄の編算した「帝国議會教育議事総覧」には全面的に削除されているが、